

雇児発0523第1号
平成24年5月23日

都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令の施行について

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（平成24年政令第149号）が本日公布され、平成24年6月1日から施行することとなったところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺憾のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 児童手当法施行令の特例の内容

児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の支給については所得制限が設けられているが、平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等による手当金等の交付を受けた者について、その所得の額が増加することにより、支給額が減額されることのないよう、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）の特例として、手当金等の交付により生じた所得の額を児童手当法第5条に規定する所得の額の算定から控除することとする。

2. 施行期日等

本政令は、平成24年6月1日から施行し、平成23年以後の児童手当法第5条に規定する所得の額の算定について適用すること。